

1 2 社団法人青森県畜産物価格安定基金協会

1 法人の概要

(平成19年6月1日現在)

代表者職氏名	会長理事 中谷 藤太郎	県所管部課名	農林水産部 畜産課	
設立年月日	昭和47年10月13日	出資金	568,960千円	
主な出資者等の構成 (出資等比率順位順)	氏名・名称		金額	出資等比率
	農協連・農協等		190,540千円	33.5%
	青森県		160,000千円	28.1%
	(社)青森県配合飼料価格安定基金協会		120,500千円	21.2%
	市町村		97,920千円	17.2%
組織構成	区分	人数	うち常勤	備考
	理事	10名	1名	
	監事	2名	名	
	職員	3名	3名	
業務内容	肉用子牛生産者に対する生産者補給金の交付、肉豚生産者に対する価格差補てん金の交付等			
経営状況 (平成18年度)	当期収入	4,953,889千円	(その他参考)	
	当期支出	4,958,485千円		
	(うち事業費	35,103千円)		
	当期収支差額	470千円		
	当期正味財産増減額	1,141千円		

2 沿革

国の補助金制度創設を受けて、肉用に肥育するための素牛として重要性が高まっていた乳用雄子牛について、その販売価格が一定水準を下回った場合に生産農家に価格差補てん金を交付し、生産農家の経営安定を図ることを目的として、昭和47年10月に「社団法人青森県乳用雄子牛価格安定基金協会」が設立された。

その後、昭和52年には、国の制度改正を受け、乳用雄子牛を含む肉用子牛全体を対象とした「肉用子牛生産者補給金交付事業」を実施することとなり、これに伴い、名称が「社団法人青森県肉用子牛価格安定基金協会」に変更された。

昭和63年6月の日米・日豪の合意により平成3年4月から牛肉輸入数量制限が撤廃されることになったため、牛肉輸入自由化対策として「肉用牛生産安定等特別措置法」が制定され、この法律に基づく肉用子牛生産者補給金制度が平成2年4月からスタートし、制度の拡充・強化が図られた。

また、平成7年には、ガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意等に対応した「地域肉豚生産安定基金造成事業」の創設を受けて、「肉豚価格差補てん事業」を実施することとし、名称が「社団法人青森県畜産物価格安定基金協会」に変更された。

3 課題と点検評価

当法人については、平成17年度の報告書において提言した次の2点について点検評価を行った。

(1) 畜産協会との統合に向けた検討

県は、平成13年度に策定した「青森県における畜産関係団体の再編統合の基本的な考え方」（以下「基本的な考え方」という。）に基づき、7つの畜産関係団体の再編統合を段階的に進めているところであり、平成15年7月には、社団法人青森県家畜畜産物衛生指導協会、社団法人青森県畜産会及び社団法人青森県肉用牛協会の統合により社団法人青森県畜産協会（以下「畜産協会」という。）が発足し、家畜衛生対策、畜産の技術及び経営に関する指導、肉用牛肥育経営安定対策、畜産環境保全対策など、畜産に関する広範な業務に取り組み、中長期にわたり総合的に支援・指導を行う畜産関係団体の中核組織として機能強化を図っている。基本的な考え方において再編統合を進めることとされている残りの団体は、社団法人青森県配合飼料価格安定基金協会、社団法人青森県養豚協会、青森県養鶏協会及び当法人となっているが、平成17年度の点検評価においては、当法人から「統合の緊急性と必要性が認められない」として、統合に否定的な見解が示されていた。

当委員会では、本県における総合的かつ効果的な畜産振興を推進するため、基本的な考え方に基づき、畜産協会と当法人の統合が必要であるとの認識に立ち、平成17年度の報告書では、当法人に対し、「社団法人青森県畜産協会との統合に向けた検討を開始すること」を提言していた。

当法人では、本提言について、グローバル化の下で生産者の大規模化が進んでいることから、畜産と米、野菜等の複合的な経営を行う中規模農家を中心に支援を行う畜産協会は、既にその役割を終えており、今後は、高度な技術を持った新たな指導体制の構築が求められている、としている。

これに対し、所管課では、グローバル化の下で生産者の大規模化が進んでいるが、本県の現実を踏まえると、畜産と米、野菜等の複合的な経営を行う中規模農家も基本的にはこれまでどおり維持していく必要があり、農家戸数の減少や畜産環境問題の深刻化など、今後の畜産情勢の大幅な変化に的確かつ柔軟に対応するため、生産者等の負担軽減等を視野に入れ、生産者の立場に立った総合的専門的情報・技術の提供や、人的資源の有効活用、さらには団体の維持管理コストの低減などの効果を期待し、再編統合が可能な団体については、統合していくべきであるとしている。

これからの本県における畜産のあり方について当法人と所管課の考え方が異なっており、このことにより将来における畜産協会の役割について見解が分かれているが、現時点では、家畜衛生対策、畜産の技術及び経営に関する指導、肉用牛肥育経営安定対策、畜産環境保全対策など、畜産に関する広範な業務が実施されており、畜産協会が既にその役割を終えているとは認められない。また、当法人が指摘するように、生産者の大規模化に伴い、高度な技術を持った新たな指導体制の構築が求められているとしても、そのような指導体制を一から構築するよりは、畜産協会を中核とした関係団体の再編統合等により対応していく方がより現実的であると考えられる。

当法人では、畜産協会との統合によるメリットがないことも、統合を否定する理由の一つとしているが、所管課が指摘するように、生産者の立場に立った総合的専門的情報・技術の提供や、人的資源の有効活用、さらには団体の維持管理コストの低減などの効果が期待できると考えられることから、本県における総合的かつ効果的な畜産振興を推進するため、畜産協会との統合に向けた検討を開始すべきである。

また、所管課においては、畜産協会との統合について、当法人の理解が得られるよう努めるべきである。

（2）内部監査の制度確立と実施・強化

当法人は、内部監査を実施していなかったことから、平成17年度の報告書では、「『内部監査』の制度確立と実施・強化に早急に対応していくこと」を提言していた。

本提言については、平成18年度末に内部監査規程を制定したとのことであるので、内部監査規程に基づき年2回の監査を適切に実施する必要がある。